

公益社団法人 石川県医薬品登録販売者協会 情報公開規程

(目的)

第 1 条 この規程は公益社団法人石川県医薬品登録販売者協会（以下「当協会」という）が「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び「公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律」の定めるところにより、情報公開について必要な事項を定めることを目的とする。

(法人の責務)

第 2 条 当協会は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第 3 条 第 7 条に規定する情報公開の対象資料を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第 4 条 当協会は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、資料の事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

(公告)

第 5 条 当協会は、法令ならびに定款の規定に従い、貸借対照表について公告を行うものとする

2. 前項の公告については、定款第 45 条の方法によるものとする。

(資料の事務所据え置き)

第 6 条 当協会は、法令の規定に従い、資料の事務所据え置きを行い、正当な理由を有するものに対して閲覧もしくは謄写させるものとする。

(事務所据え置きの資料)

第 7 条 前条の事務所据え置きの対象とする資料は 定款 役員名簿 会員名簿 貸借対照表 会計帳簿 正味財産増減計算書 事業計画書 事業報告書 収支決算書 収支予算書 総会議事録 理事会議事録 とし据え置き期間が定められているものについてはその期間内のものとし、期間の定めがないものは最新のものとする。

(閲覧場所及び閲覧時間)

第 8 条 当協会の据え置き対象の資料の閲覧および謄写は当協会の事務所において行う。

閲覧もしくは謄写希望者から申し込みがあった場合、時間は随時とするが、閲覧者以外に2名以上の役員もしくは理事が立ち会うことを原則とする。

(閲覧に関する方法)

第9条 任意の用紙に 住所 氏名 電話番号 捺印 閲覧希望資料名 閲覧理由 を記し会長へ申し出ることとする。なお、謄写希望があった場合会長がその是非を決定する。

(インターネットによる情報公開)

第10条 当協会は第5条もしくは第7条の規定による情報公開のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法の詳細は会長が定める。

(その他)

第11条 この規定に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は会長が理事会の議決を経てこれを定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

この規程は、2017年4月1日より施行する。